

富士山における登山規制の比較について

観光スポーツ部山岳高原観光課

1 規制内容の比較

	静岡県 (富士宮口・御殿場口・須走口)	山梨県 (吉田口)
条例	<ul style="list-style-type: none"> 静岡県富士登山条例 静岡県手数料徴収条例 	<ul style="list-style-type: none"> 山梨県富士山における登山の適正化に関する条例 山梨県富士吉田口県有登下山道設置及び管理条例
目的	富士山の環境の保全及び安全で快適な富士登山の実現を図り、もって世界遺産富士山の有する顕著な普遍的価値を保全し、後世に引き継ぐこと。	富士登山の適正化に関し、県及び登山者の責務を明らかにするとともに、市町村等との連携協力、富士登山の適正化のための措置その他必要な事項を定めることにより、 富士登山の安全の確保 に寄与すること。
手法	登山道は県道のまま、登山者の入山に際し、条件を付す条例を制定 (登山者の遵守事項として入山条件を規定)	登山道の一部を県道から外し、県有施設として管理する条例を制定 (登山ゲート等を 県有施設 として位置づけ、県職員による 利用拒否権限 を行使)
登山道	各ルートを「県道」に指定し、各県が道路法の規定に基づいて管理を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 吉田ルート(山梨県): 山梨県道 701 号富士上吉田線 富士宮ルート(静岡県): 静岡県道 152 号富士公園太郎坊線 など 	
入山条件	<ul style="list-style-type: none"> 富士山の保全、安全登山に係るルール、マナーの事前学習の修了 入山時間帯の制限 (弾丸登山の禁止) 入山料 (手数料) の納付 (・登山者数の上限設定: なし) 登山装備等の確認 (軽装登山への啓発等) 	<ul style="list-style-type: none"> (・事前学習制度: なし) 入山時間帯の制限 (弾丸登山の禁止) 通行料 (使用料) の納付 登山者数の上限設定 (総量規制) 登山装備等の確認 (軽装登山の禁止)
規制内容		
	夜間規制時間	静岡県: 午後 2 時から翌午前 3 時まで 山梨県: ※山小屋宿泊者は除く
	入山料・通行料	静岡県: 手数料 4,000 円 山梨県: 使用料 4,000 円
	登山者数の上限	静岡県: 設定なし 山梨県: 4,000 人/泊
	登山装備	静岡県: 防寒着・雨具・登山靴・手袋・ヘルメット (指導・啓発) 山梨県: 防寒着・雨具・登山靴 (県有施設の利用拒否権限)

2 静岡県における事前学習制度の概要

区分	内容
学習内容	<ul style="list-style-type: none"> 富士山の世界文化遺産としての価値 富士山の基本事項 (気象や登山ルートごとの特徴等) 登山に必要な準備 (装備等) 安全登山や環境保護に関するルール、マナー など